

答 申 書

2025（令和7）年9月10日

古賀市長 田辺 一城 様

古賀市人権施策審議会
会 長 横田 昌宏

令和7年5月28日付7古人セ第145号で諮問のありました「古賀市人権施策基本指針に基づく令和7年度実施計画（案）」について慎重に審議した結果、下記の4項目に関し、審議会の意見を付して答申します。

記

- 一 「世界における人権意識の動向」と「国内における人権意識の動向」については、との表現については、「意識」という言葉をのぞき、意味を広く持たせることを検討されたい。
- 二 部落差別の解消に向けた取り組みをより積極的に発信するため、社会「同和」教育推進協議会の研修会なども含め人権センターの活動について記載内容を検討されたい。
- 三 人権問題に横断的に横たわる“風評被害”について、総評に追記されたい。
- 四 今後の動向が予想できないネット社会の中で、社会啓発・人権啓発をしていく立場にあることを意識して、迷信や偏見、予断に基づいた行動がなされないような発信を検討されたい。